

国民健康保険短期人間ドック利用助成額
の改正(案)について

市 民 生 活 課

国民健康保険短期人間ドック利用助成額の改正について（案）

1 改正の趣旨

この事業は、国民健康保険被保険者の健康の保持増進を目的に、被保険者が受検する短期人間ドック費用の一部を助成するものです。平成 31 年 1 月末においての受検者数は、前年度と同数となるなど増加傾向が続いています。

一方で、特定健康診査の受診者数は年々減少傾向にあることから、受診率の向上に取り組む必要があります。

現在の国保財政は逼迫しており、特定健康診査が実施されている中、費用対効果の面からも単独事業である短期人間ドック助成事業を見直す必要があると考えます。

このようなことから、当該事業について助成額の上限を引き下げ、その財源を活用し特定健康診査の受診率向上に取り組みたいものです。

2 改正内容

短期人間ドックの検査に係る費用の助成額（鴨川市国民健康保険短期人間ドック利用助成要綱（平成 17 年鴨川市告示第 46 号）第 3 条第 2 項）の上限を、現在の「5 万円」から「3 万円」に改める。

（参考）

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (～H31.01.31)
短期人間ドック	受検者数 (人)	196	226	216	237	237
	助成額合計 (千円)	8,908	10,370	9,201	9,901	10,010
	助成上限額 (千円)	70	70	50	50	50
	上限額を超える者(人)	14	18	78	73	86
特定健康 審査	受診者数 (人)	2,138	2,034	1,933	1,767	1,848
	費用合計 (千円)	20,552	19,301	18,373	17,153	18,000

3 施行期日

平成 32 年 4 月 1 日

県内各市の短期人間ドック利用助成（上限額） 一覧表

上限額	団体数	備 考
助成なし	1	浦安市
10,000 円以下	1	
20,000 〃	10	
30,000 〃	7	
40,000 〃	3	
50,000 〃	6	
60,000 〃	2	
70,000 〃	3	
規定なし	4	※助成の対象となるコースが幾つか決まっており、その費用の 7 割を助成する。（上限額の規定はないが、概ね 3 万円程度の助成となる。）

国民健康保険短期人間ドック利用助成額

	制度の内容	対象者
鴨川市	人間ドック検査費用の7割（5万円上限）を助成	40歳以上の鴨川市国民健康保険加入者
千葉市	助成額：18000円（検診費用36000円の5割）	7/1現在35歳以上の健康保険加入者7400人
	助成額：検診費用の5割（限度額10000円まで）	7/1現在40歳以上の国民健康保険加入者で5歳ごとの節目の年齢、550人
銚子市	人間ドック検査費用の7割相当額（上限3万円）を助成	申請日現在35歳以上の銚子市の国民健康保険加入者
市川市	国民健康保険税を納期内納付している場合：検査費用の7割 国民健康保険税の徴収猶予を受けている場合、分割納付を誓約 どおり履行している場合：検査費用の3割	40歳未満（平成31年3月末時点の年齢）
船橋市	人間ドック費用のうち13,000円（上限）を助成	40歳以上の船橋市国民健康保険の被保険者
館山市	人間ドック検査費用の7/10（2万円上限）を助成	人間ドック受検日現在、40歳以上の館山市国民健康保険加入者
木更津市	検査費用額（消費税を含む）の7割で、6万円を限度に助成	・木更津市国保の資格を取得した日から6ヶ月以上経過している方 ・年齢が35歳以上の方
松戸市	人間ドック受診費用を15,000円上限で助成	40歳以上の松戸市国民健康保険加入者

国民健康保険短期人間ドック利用助成額

	制度の内容	対象者
香取市	人間ドック検査費用の7割（2万円上限）を助成	40歳以上の香取市の国民健康保険加入者
茂原市	人間ドック費用の7割を助成（上限7万円）	35歳以上の国民健康保険加入者
成田市	人間ドックにあつては受検費用の7/10、脳ドックにあつては20,000円	4月1日現在成田市国民健康保険加入者で、35歳以上であること（受検日に75歳未満であること又は、後期高齢者医療保険の被保険者でないこと）
浦安市	（助成なし）	
佐倉市	人間ドック検査費用の1/2（2万円上限）を助成	短期人間ドック・脳ドック助成対象共通要件 ・受検日に佐倉市国民健康保険の被保険者であり、年齢が20歳以上であること
東金市	人間ドック検査費用の7割（5万円上限）を助成	35歳以上の東金市の国民健康保険加入者
匝瑳市	短期人間ドック検査費用の7割を助成	受検時の年齢が30歳以上の匝瑳市の国民健康保険加入者
旭市	人間ドック検査費用の7割（3万円を限度）を助成	・40歳以上の旭市国民健康保険加入者
習志野市	人間ドック検査費用の7割を助成するが、年齢により限度額が異なる。 ・30～64歳は25,000円を限度（検査医療機関が内科と眼科で異なる場合、内科は21,500円、眼科は3,500円を限度） ・65歳以上の人は30,000円を限度（検査機関が内科と眼科で異なる場合、内科は26,000円、眼科は4,000円を限度）	30歳以上74歳以下の国民健康保険加入者

国民健康保険短期人間ドック利用助成額

	制度の内容	対象者
柏市	人間ドック・脳ドック検査費用のうち10,000円を助成	特定健診の対象者
勝浦市	短期人間ドックにかかる費用の7割 (上限7万円)を助成	満35歳以上の国民健康保険の被保険者
市原市	受診料の7割(2万円上限)を助成	35歳以上の市原市の国民健康保険加入者
流山市	人間ドックまたは脳ドックを受診する場合に費用を助成 人間ドック 25,000円 脳ドック 25,000円 人間ドック+脳検査 30,000円	人間ドックは満35歳以上、脳検査及び脳ドックは40歳以上の流山市国民健康保険被保険者
八千代市	人間ドック費用の一部を助成するが、年齢により異なる。 ・35～39歳は35,000円を上限 ・40～59歳は、検査費用の8割(15,000円上限) ・60～74歳は、検査費用の7割(15,000円上限)	35歳以上の国保被保険者
我孫子市	短期人間ドック費用の7割相当額を助成	40歳以上の我孫子市国保被保険者
	市への健診結果提供に同意した場合5,000円を助成	J A組合に加入している40歳以上の我孫子市国保被保険者
	市への健診結果提供に同意した場合5,000円を助成	我孫子商工会に加盟している40歳以上の我孫子市国保被保険者

国民健康保険短期人間ドック利用助成額

	制度の内容	対象者
野田市	人間ドック検査費用の1/2（2万円上限）を助成	4/1現在18歳以上の野田市の国民健康保険加入者
鎌ヶ谷市	人間ドック等費用の1/2（1万円5千円上限）を助成	鎌ヶ谷市国民健康保険特定健康診査対象者
君津市	検査費用額の7割に相当する額を負担する。ただし、7割に相当する額が6万円を超えるときは、6万円を限度とする	受検日において35歳以上75歳未満の君津市の国民健康保険加入者
富津市	人間ドック検査費用の7/10（7万円上限）を助成	人間ドック受診時に20歳以上の富津市国民健康保険加入者
四街道市	人間ドック検査費用の7割（25,000円上限）を助成	40歳以上の四街道市の国民健康保険加入者
八街市	検査費用の1/2を助成 ・人間ドック（2万円上限） ・脳ドック（1万円上限） ・人間ドック＋脳ドック（3万円上限）	受検日において満40歳以上の国民健康保険加入者
富里市	人間ドック・脳ドック検査費用の1/2（各2万円上限）を助成	当市国保加入者
白井市	人間ドック検査費用の1/2（2万円上限）を助成	受検日において、満40歳から74歳までの白井市の国民健康保険加入者
	脳ドック検査費用の1/2（2万円上限）を助成	受検日において、満40歳から74歳までの白井市の国民健康保険加入者

国民健康保険短期人間ドック利用助成額

	制度の内容	対象者
印西市	人間ドック検査費用の50%（100円未満切り捨て）3万円 限度 脳ドック検査費の50%（100円未満切り捨て）2万円限度	40歳以上の国民健康保険加入者
袖ヶ浦市	人間ドック検査費用の一部を助成 【助成額】 基本検査25,000円 胃内視鏡検査5,000円 大腸内視鏡検査10,000円 脳画像検査15,000円 ※追加検査分は基本検査の助成額に加算する。ただし50,000円 を上限とする。	35歳以上75歳未満の国保加入者 （75歳以上の後期高齢者も同様の助成制度あり）
南房総市	人間ドック検査費用の7/10（5万円上限）を補助	35歳以上の南房総市の国民健康保険加入者
いすみ市	人間ドック検査費用の7割（5万円上限）を助成	利用時年齢が35歳以上のいすみ市の国民健康保険加入者
山武市	人間ドック検査費用の80%（5万円上限）を助成	30歳以上の山武市の国民健康保険加入者
大網白里市	市と委託契約している医療機関で人間ドックを受けると検査費用の7割相当額（4万円を上限）を助成	30歳以上75歳未満の国民健康保険に加入の方

亀田健康管理センター

区 分		検査費用額	負 担 区 分		備 考	
			市負担額	利用者負担額		
基本検査	1日ドック	48,600	34,020	14,580		
	通院2日ドック	48,600	34,020	14,580		
	1泊2日ドック	81,000	50,000	31,000		
追加検査	大腸内視鏡検査		32,400	22,680	9,720	
	胃内視鏡検査		5,400	3,780	1,620	
	乳がん検査	1項目	6,480	4,536	1,944	乳がん検査
		2項目	10,800	7,560	3,240	・乳腺X ・乳腺超音波
	子宮がん検査	1項目	6,480	4,536	1,944	子宮がん検査
		2項目	10,800	7,560	3,240	・膣部細胞診検査 ・子宮超音波検査

東条病院

区 分		検査費用額	負 担 区 分		備 考
			市負担額	利用者負担額	
基本 検査	1日ドック	43,200	30,240	12,960	
	通院2日ドック	43,200	30,240	12,960	
	1泊2日ドック	54,000	37,800	16,200	
追加 検査	大腸内視鏡	17,820	12,474	5,346	
	PSA(前立腺がん)	3,240	2,268	972	
	CEA(大腸がん)	3,240	2,268	972	

国保病院

区 分		検査費用額	負 担 区 分		備 考
			市負担額	利用者負担額	
1日ドック		41,000	28,700	12,300	
1泊2日ドック		72,000	50,000	22,000	

小田病院

区 分		検査費用額	負 担 区 分		備 考
			市負担額	利用者負担額	
基本検査	1日ドック	50,736	35,515	15,221	
	通院2日	50,736	35,515	15,221	

安房地域医療センター

区 分		検査費用額	負 担 区 分		備 考	
			市 負 担 額	利 用 者 負 担 額		
1日ドック	大腸検査なし	43,200	30,240	12,960		
	大腸検査あり	62,100	43,470	18,630		
1泊2日ドック		69,660	48,762	20,898		
通院2日ドック		62,100	43,470	18,630		
追加検査	甲状腺検査		9,720	6,804	2,916	
	乳がん検査	乳房超音波	3,780	2,646	1,134	
		マンモグラフィー	5,400	3,780	1,620	
		乳がん検査2項目	8,640	6,048	2,592	
	子宮がん検査	頸部細胞診	6,480	4,536	1,944	
		超音波検査	6,480	4,536	1,944	
		子宮がん検査2項目	10,800	7,560	3,240	
	肺がん検査		16,956	11,869	5,087	
	前立腺がん検査		2,160	1,512	648	

※ 市助成率は10分の7で、5万円が限度です。

※ 当該年度において特定健診または健康診査(市でご案内の健康診断)を受ける(受けた)場合等はこれらの人間ドックの補助は受けられません。

平成17年2月11日

告示第46号

(趣旨)

第1条 市長は、鴨川市国民健康保険の被保険者(以下「被保険者」という。)の短期総合精密検査(以下「短期人間ドック」という。)の受検を促進し、もって疾病の予防、早期発見及び早期治療による被保険者の健康増進を図るとともに、国民健康保険事業の健全運営に資するため、被保険者の短期人間ドックの受検に要する費用の一部について、予算の範囲内において、鴨川市補助金等交付規則(平成17年鴨川市規則第47号。以下「規則」という。)及びこの告示に基づき助成を行う。

(助成の要件)

第2条 助成を申請することができる者は、被保険者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 被保険者である期間が継続して1年以上のもの
- (2) 年齢が満40歳以上のもの
- (3) 同一年度内において、この告示に基づく助成を受けていないもの
- (4) 納期限の到来している国民健康保険税を完納している世帯に属するもの
- (5) 同一年度内において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条に規定する特定健康診査を受けていないもの

(助成対象等)

第3条 助成の対象となる短期人間ドックは、市長が別に契約する医療機関(以下「検査医療機関」という。)で受検する短期人間ドックで、次に掲げるものとする。

- (1) 1日人間ドック
- (2) 1泊2日人間ドック
- (3) 通院2日人間ドック

2 助成の対象となる額は、市長が検査医療機関ごとに契約する額とし、その助成率は10分の7とする。ただし、その額が5万円を超えるときは、5万円とする。

(交付申請等)

第4条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鴨川市国民健康保険被保険者証を添えて国民健康保険短期人間ドック利用助成金交付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成を行わない。

- (1) 次条に定める条件を遵守しないおそれがあると認められるとき。
- (2) その他助成を行うことが適当でないと認めるとき。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、助成金の交付の可否を決定し、国民健康保険短期人間ドック助成金交付決定通知書(別記第2号様式)又は国民健康保険短期人間ドック助成金不交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成の条件)

第5条 市長は、助成金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付する。

- (1) 検査医療機関から指示された注意事項を遵守すること。
- (2) 検査医療機関が指定する検査日時を遵守すること。
- (3) やむを得ない事情により検査医療機関が指定した検査日時を変更しようとするとき又は検査の取消しをしようとするときは、事前に当該検査医療機関の承認を受けること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(利用券の交付等)

第6条 市長は、第4条第3項の規定により助成金の交付を決定したときは、当該申請者に対し、国民健康保険短期人間ドック利用券(別記第4号様式)を交付する。

- 2 前項の規定により短期人間ドック利用券の交付を受けた申請者は、当該申請に係る短期人間ドックを受検しようとするときは、検査医療機関に当該利用券を提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告は、検査医療機関を通じて行うものとする。

(検査後の措置)

第8条 短期人間ドックによる検査の結果、当該検査医療機関から異常を指摘された者は、その治療に積極的に努めるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鴨川市国民健康保険短期人間ドック利用助成要綱(平成7年鴨川市規程第10号)又は天津小湊町国民健康保険短期人間ドック利用規則(平成6年天津小湊町規則第6号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年3月9日告示第16号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鴨川市国民健康保険短期人間ドック利用助成要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受検する短期人間ドックに係る助成について適用し、同日前に受検した短期人間ドックに係る助成については、なお従前の例による。